ACSES ニュースレター_２４６４号（2023 年 2 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（33 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇黒い煙に一時騒然　商業地域近くの工場で火事　従業員約 100 人は避難し無事　岩手・釜石市〈放送報道〉
◇スクラップ工場で火災　産業廃棄物や線路ののり面など焼く　浜松・北区〈放送報道〉
◇菓子工場で爆発火災 倉庫など 2 棟が全焼　栃木・宇都宮市〈Web 報道〉
◇[中国] 内モンゴル自治区 炭鉱崩落事故 5 人死亡 48 人不明〈放送報道〉
◇“ブラジルの水俣病”と呼ばれる健康被害 ～南米アマゾン　先住民の子どもたちに異変〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起〈消費者庁〉
・要警戒「レジオネラ属菌」　過去には死亡事故、有効策は…福岡の老舗旅館で検出〈Web 報道〉
・園児や職員が下痢や嘔吐…保育園で調理された給食を食べた 14 人に食中毒症状 3 人からノロウイルス検出〈放送報道〉
・産業保健関係助成金の不正受給事案の公表について〈厚生労働省〉
・学会警告の再生医療届け出　全国 100 施設、美容目的〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
〇PFAS 汚染問題
・「これは公害」広がる PFAS 汚染　東京、愛知、沖縄など住民が自主血液検査　大阪では企業の責任追及も〈Web 報道〉
・PFAS、医師ら「血中濃度検査体制」の必要性を指摘　市民団体が意見交換〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・化学物質や爆発物など特殊災害に備えた消防訓練　工場内で有毒ガスが発生したことを想定　富士宮市〈放送報道〉
・労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について（令和５年２月 15 日労災発 0215 第１号）〈厚生労働省〉
・規格不適合の墜落制止用器具（安全帯）の使用中止と回収について～皆さまの安全を守るため規格に適合した墜落制止用器具を使用してください～〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発１号機の格納容器内部でデブリが広範囲に分布か（福島）〈放送報道〉
[原子力施設全般]
・原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（経済産業省・原子力規制委員会令第１号）〈官報〉
・原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備の一部を改正する告示（経済産業省・原子力規制委員会告示第１号）〈官報〉
・伊方原発3号機、定期検査を開始　ヨウ素濃度上昇も調査〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等

片栗（カタクリ）

[3]「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（案）」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具関係）〈厚生労働省〉

[4] 健康安全

◇牛乳をたくさん飲む国ほど骨折が多発…「牛乳=骨太」というイメージを覆す"衝撃の研究結果"〈Web 報道〉

[5] 農薬

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

[6] 食品安全衛生関係

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉

◇食品安全情報（化学物質） No.04（2023）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

◇モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（農林水産省告示第 343 号）〈官報〉

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和５年２月 14 日生食発 0214 第１号）〈厚生労働省〉

[7] 廃棄物関係

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第２号）〈官報〉

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（ゼロ・ジャパン株式会社）〈環境省〉

[8] 環境安全関係

◇指定製品の製造業者等の判断の基準等に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

◇令和３年度騒音規制法等施行状況調査の結果について〈環境省〉

◇令和３年度振動規制法等施行状況調査の結果について〈環境省〉

◇令和３年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について〈環境省〉

◇令和５年度予算案における環境保全経費の概要について〈環境省〉

[9] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］ ４件　　［公募結果、意見募集結果］ ６件

[10] その他省庁発表　　１件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］ ６件　　［開催記録、報告、資料等］ ２件

[12] 海外の化学物質管理情報

〇国際：２件　　〇欧州：13 件　　〇米国：14 件　　〇カナダ：３件　　〇ウクライナ：１件

〇オーストラリア：２件

[13] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件

[付録]

◇“ブラジルの水俣病”と呼ばれる健康被害 ～南米アマゾン　先住民の子どもたちに異変〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇黒い煙に一時騒然　商業地域近くの工場で火事　従業員約 100 人は避難し無事　岩手・釜石市

＜IBC 岩手放送　2023 年 2 月 23 日＞　https://news.ibc.co.jp/item_50051.html

23 日昼、岩手県釜石市の工場で火事がありました。およそ 100 人が働いていましたが、けが人はいませんでした。

火事があったのは釜石市上中島町 2 丁目の SMC 釜石工場 1 号棟です。

警察と消防によりますと、23 日午後 0 時すぎ、工場の従業員から建物で火事がおきたと消防に通報がありました。

火は午後 3 時ごろ消し止められましたが、鉄骨 2 階建ての工場の一部を焼きました。

主に 1 階の天井部分が燃えたということです。

SMC は空気圧制御機器メーカーで、当時工場内ではおよそ 100 人が作業していましたが、全員避難して無事でした。

警察と消防は工場内から火が出たとみて、24 日に実況見分を行い、詳しく調べることにしています。

◇スクラップ工場で火災　産業廃棄物や線路ののり面など焼く　浜松・北区

＜SBS 静岡放送　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.shizuoka-news.jp/1976088/

2 月 21 日夜、浜松市北区の工場で産業廃棄物などを焼く火事がありました。この影響で近くを走る天竜浜名湖鉄道が一時、一部区間で運転を見合わせました。

警察によりますと、21 日午後 8 時半ごろ、浜松市北区三ケ日町津々崎のスクラップ工場で「敷地内で火が燃えている」と警備会社からと通報がありました。

火は、工場敷地内に置かれていた産業廃棄物や隣接する竹やぶ、さらに近くを走る天竜浜名湖鉄道の線路ののり面の一部を焼き、約 2 時間半後に消し止められました。けがをした人はいませんでした。

この火事の影響で、天竜浜名湖鉄道は一時、西鹿島から新所原まで運転を見合わせました。警察と消防が火の出た原因などを調べています。

◇菓子工場で爆発火災 倉庫など 2 棟が全焼　栃木・宇都宮市

＜FNN プライムオンライン　2023 年 2 月 26 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/491581

栃木・宇都宮市の菓子工場で火事があった。

映像では、爆発音とともに炎が大きく吹き上がっていた。

25 日午後、宇都宮市の菓子工場で火事があった。

火は、およそ 6 時間半後に消し止められたが、敷地内にある倉庫など 2 棟が全焼した。

この火事でけが人はなく、警察などが出火原因を調べている。

◇[中国] 内モンゴル自治区 炭鉱崩落事故 5 人死亡 48 人不明

＜NHK　2023 年 2 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230223/k10013989121000.html

中国内陸部・内モンゴル自治区の炭鉱で 22 日起きた崩落事故では、これまでに 5 人が死亡し、依然として 48 人の行方が分かっておらず、懸命の救助活動が続いています。中国メディアは、旧正月の「春節」の連休中も操業が続いていたと伝えていて、当局は、事故の詳しい原因を調べています。

中国内陸部・内モンゴル自治区の炭鉱で 22 日午後、大規模な崩落が起き、作業員や車両が巻き込まれて、これまでに 5 人が死亡、6 人がけがをしたほか、依然として 48 人の行方が分かっていません。

事故の瞬間をとらえたとみられる映像では、土砂が土煙を上げて炭鉱の斜面を崩れ落ちる様子が確認できます。

現場では、1 回目の崩落のおよそ 5 時間後にも再び大きな崩落が起きたということです。

習近平国家主席は、行方不明者の救出とけが人の治療に全力を尽くすよう指示を出していて、現場にはおよそ 900 人が動員され、夜通しで救助活動が行われています。

中国メディアは、炭鉱の作業員の話として、旧正月の「春節」の連休中も休まずに操業が続いていたと伝えていて、当局は事故の詳しい原因を調べています。

◇“ブラジルの水俣病”と呼ばれる健康被害 ～南米アマゾン　先住民の子どもたちに異変
＜TBS NEWS DIG　2023 年 2 月 26 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/347408
アマゾン先住民の子どもたちの身体に異変が起きている。脳の異常、神経障害などの要因とみられているのは「水銀」。彼らの毛髪から高濃度の水銀が検出されていた。専門家からは日本の水俣病との類似性も指摘される。現地で何が起きているのか?　　-----＞ *末尾［付録］*

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032296/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230224_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：98 件
うち重大事故等として通知された事案：31 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032301/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230224_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：４件
(2)事故情報(食中毒情報)：８件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：49件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：６件

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起
＜消費者庁　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032300/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230224_01.pdf
特記事項:除雪機についての注意喚起
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うち電気ストーブ（オイルヒーター）１件、布団乾燥機１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、脚立（踏み台兼用、アルミニウム合金製）１件、電気蓄熱式湯たんぽ１件、除雪機（歩行型）１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・要警戒「レジオネラ属菌」　過去には死亡事故、有効策は…福岡の老舗旅館で検出
＜産経ニュース　2023 年 2 月 24 日＞
https://www.sankei.com/article/20230224-L7DYA3VKM5N7BCPKHQ5KE6AVBI/
https://news.yahoo.co.jp/articles/c535ac5dce2e24003b0fbeea47ea4055679f8866
福岡県筑紫野市の老舗旅館のお湯が年２回しか交換されていなかった問題で、旅館を含む複数の施設に立ち寄った来訪者が体調不良を訴えて医療機関を受診し、レジオネラ属菌が検出されていたことが２４日、分かった。
レジオネラ属菌は、河川や湖水などの自然界に生息する細菌で、感染すると「レジオネラ症」を引き起こすことがある。同症を巡っては、国内では入浴施設などを発生源とした感染例が多数報告されており、過去には死亡した人もいる。
厚生労働省によると、レジオネラ症の潜伏期間は、２～１０日。同症の主な病型として、重症の肺炎を引き起こす「レジオネラ肺炎」と、一過性で自然に改善する「ポンティアック熱」が知られている。
レジオネラ肺炎は、全身の倦怠（けんたい）感や頭痛などに始まり、咳や３８度以上の高熱といった症状もみら

れるようになる。抗菌薬で治療が可能だが、早期診断と早期治療が重要なのは言うまでもない。
また大酒家、喫煙者、透析患者、移植患者や免疫機能が低下している人は、レジオネラ肺炎のリスクが高いとの報告もある。
リスクは日常生活に潜んでいる。公衆浴場や旅館の入浴施設、加温プールなどの施設は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい条件を備えており、日ごろから消毒などの抑制対策が必要だ。
老舗旅館「二日市温泉　大丸別荘」では、週１回以上必要な浴場の湯の取り換えを年２回しか行わず、調査で基準値の最大３７００倍のレジオネラ属菌が検出された。旅館は湯の交換頻度を虚偽申告していた疑いがあり、福岡県は公衆浴場法に基づく罰則の適用も視野に調べている。

・園児や職員が下痢や嘔吐…保育園で調理された給食を食べた 14 人に食中毒症状 3 人からノロウイルス検出
＜東海テレビ　2023 年 2 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/481485ed166829ef2738894cc2721925cd2c90e8

岐阜県多治見市の保育園で、園内で調理した給食を食べた園児と職員 33 人中 14 人に下痢や嘔吐といった食中毒の症状が確認されました。

食中毒が発生したのは多治見市太平町の「小規模保育園ボコデコキッズ」で、2 月 24 日、園から「保育園に通う複数の園児が嘔吐した」と東濃保健所に連絡がありました。

保健所によりますと、22 日と 23 日、園内の調理施設で作られた給食を食べた園児と職員 33 人のうち園児 14 人に下痢や嘔吐の症状があり、3 人からノロウイルスが検出されたということです。

入院した園児はおらず、全員快方に向かっているということです。

調理した従業員 1 人からノロウイルスが検出されたということで、県は調理が行われた厨房を 26 日から業務禁止とし、原因を調べています。

ノロウイルスは調理する人の手や指を介して食品が汚染され食中毒が発生するため、県は手洗いを徹底するよう呼び掛けています。

・産業保健関係助成金の不正受給事案の公表について
＜厚生労働省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H_t07O_qxPzNGFONY

・学会警告の再生医療届け出　全国 100 施設、美容目的
＜共同通信　2023 年 2 月 26 日＞　https://www.47news.jp/news/8988194.html

顔のしわやたるみの改善を掲げ、本人の血液の成分に細胞の増殖を促す薬を混ぜて皮下注入する美容目的の再生医療が、日本美容外科学会などの診療指針で「安全性を保証できない」と警告しているにもかかわらず、約 100 の美容クリニックなどで実施可能となっていることが 25 日分かった。これらの施設が厚生労働省に届け出ていることを、同省が公開する再生医療の一覧と関連資料から共同通信が調べた。

患者の血液から採取した多血小板血漿（PRP）に、塩基性線維芽細胞増殖因子（bFGF）を混ぜて注入する手法。bFGF は注入する使い方では薬事承認されておらず、しこりや過剰な膨らみなどの合併症が起きているが、再生医療の計画の安全性を審査するはずの国認定の委員会を通っていた。クリニックの認識と共に委員会の判断の妥当性が問われそうだ。

実施を届け出ている美容クリニックの医師は取材に「私たちの手順は安全に実施できるという実績がある」と主張している。

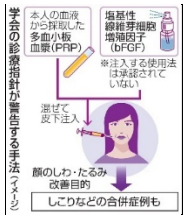

◇***事故、事件の続報***

〇PFAS 汚染問題

・「これは公害」広がる PFAS 汚染　東京、愛知、沖縄など住民が自主血液検査　大阪では企業の責任追及も

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 2 月 24 日＞

https://news.yahoo.co.jp/byline/inosehijiri/20230224-00338560

発がん性などが疑われ国際条約で製造や取引が禁止・制限されている有機フッ素化合物（PFAS＝ピーファス）が全国の地下水や水道水などから高濃度で検出されている問題は、各地で住民が自主血液検査に乗り出すなど、波紋が広がり始めた。問題を放置していきた行政や排出源の責任を問う声も相次いでいる。

汚染に揺れる航空産業の町

名古屋市の北に隣接する豊山町は、ビジネスジェットやプライベートジェット運行の拠点となる愛知県営名古屋空港や、三菱重工の小牧南工場などを擁する航空産業の町。その豊山町が今、水道水の汚染問題に揺れている。町内を流れる地下水や河川からひいた水道水から、国が安全性の目安として定めた値（暫定基準値）を大幅に上回る濃度の PFAS が相次いで検出されているためだ。

PFAS は、何千種類ある有機フッ素化合物の総称で、腎臓がんや精巣がん、乳がん、妊娠高血圧症、異質異常症、潰瘍性大腸炎、免疫力低下、低出生体重児などとの因果関係が疑われている。

体内から数十年間、排泄されず

これまでの研究で特に毒性が強いと認められた PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）、PFHxS（ピーエフヘクスエス）の３つは、有害な化学物質を規制する「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」で、製造や使用が禁止または厳しく制限されている。他の PFAS についても、人への重大な影響が懸念されるため、欧州連合（EU）が PFAS 全体を禁止する方向で検討を急ぐなど、欧米で規制強化や対策が進んでいる。

問題は、PFAS が化学的に極めて安定した構造を持つ点。このため、製造や使用を禁止しても、工場などからすでに排出された PFAS が、分解されずに河川や地下水、土壌に滞留。水道水や農水産物を汚染し続けるとともに、それらを摂取した人の健康を脅かしている。PFAS は体内で代謝されないため、一度摂取すると、最長数十年、体内に留まるとの調査結果が報告されている。

自衛隊基地から高濃度の PFAS を検出

豊山町では、2020 年の環境省調査で地下水から１リットルあたり 91 ナノグラム（91ng/L）の PFAS が検出された。翌 21 年には、水道水を各家庭に配水する豊山配水場から 150 ng/L が検出され、同配水場を管理する北名古屋水道企業団は配水を停止した。これらの値はいずれも国の暫定基準値 50 ng/L を大幅に超過している。

防衛省の 2021 年の調査では、名古屋空港と滑走路を共有する航空自衛隊小牧基地内にある泡消火設備専用水槽から、110 万 ng/L という極めて高濃度の PFAS が検出された。豊山町の水道水汚染との因果関係は不明だが、PFAS は泡消火剤の原料として使われることが多く、実際、自衛隊や在日米軍基地周辺の河川や地下水、水道水は高濃度の PFAS に汚染されている場合が多い。

６月にも検査実施へ

健康への影響を懸念した豊山町の住民は自主的に勉強会を始めるとともに、署名を集めて、町長や町議会に汚染源の究明や汚染対策を要望。しかし、市民団体「豊山町民の生活と健康を守る会」の坪井由実・共同代表によると、町長や議会が「不誠実な対応」に終始したため、会では、自分たちで原因究明や健康を守るための対策を進めようと、医療機関などの協力を取り付けた上で、６月にも住民の自主血液検査を実施する計画だ。

教育行政学が専門で北海道大学名誉教授、愛知教育大学名誉教授などの肩書を持つ坪井代表は「これは公害」と明言。町の対応を疑問視するとともに、「多くの住民が不安を抱いており、一刻も早く血液検査を受けたいという声も多い」と住民の心情を代弁する。

沖縄で大規模検査

PFAS 汚染が次々と明らかになる中、国や自治体の対応の遅れに不満と不安を募らす住民による自主血液検査の動きは、全国に広がりつつある。

PFAS 汚染が全国で最も深刻な沖縄では、地元市民団体の「有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会」が昨夏、宜野湾市や嘉手納町など６市町村の住民 387 人を対象に血中濃度検査を実施。10 月に結果を公表した。それによると、いずれの市町村の住民の平均血中濃度も、環境省が 2021 年に実施した全国調査の平均値を大きく

上回り、うち 27 人は、ドイツの専門機関が、健康上のリスクが生じ早急に曝露量を減らす必要性があると指摘する濃度を上回った。会では、この結果をもとに、行政に対し詳細な調査や対策強化を求めている。

東京でも実施

昨年末には東京の多摩地域でも、市民団体「多摩地域の有機フッ素化合物汚染の実態を明らかにする会」が血液検査を実施し、国分寺市などを中心に 87 人の住民がボランティアで参加した。平均血中濃度は、全国平均を PFOS が約４倍弱、PFHxS が約 15 倍上回るなど、軒並み高かった。

また、検査を受けた住民の 85%にあたる 74 人が、米国の学術機関「全米アカデミーズ」が、健康被害のリスクが非常に高く、がんなどの発症に注意を要する濃度としている１ミリリットルあたり 20 ナノグラム（20 ng/ml）を上回った。

会では、最終的に約 600 人の血液を採取・分析し、国や自治体に早急な対策を求めていく方針だ。PFAS に詳しい小泉昭夫・京都大学名誉教授によると、検出された PFAS の組成を詳しく調べれば排出源がほぼ特定できるため、排出責任を問いやすくなるという。

大阪では排出企業の責任追及も

多摩地域などと並んで汚染のひどい大阪府摂津市では、同市在住の市民らでつくる「PFOA 汚染問題を考える会」が 24 日、国や自治体、さらには汚染源とされるダイキン工業に汚染の実態調査と対策を求めるためにオンラインで集めた署名を、大阪府に提出した。

PFOA は半導体の製造に使われるなど幅広い用途があり、ダイキンは世界有数の PFOA メーカーだった。同社は PFOA の製造を 2015 年末に終了しているが、府の 2021 年の調査で、ダイキンの工場周辺の地下水から 3 万 ng/L という超高濃度の PFOA が検出されているほか、同年に採取した住民の血液からも最大 190.7 ng/ml という極めて高い濃度の PFOA が検出されている。

住民らは昨年も摂津市長宛てに署名と要望書を提出し、詳しい土壌調査や住民の血液検査の実施、ダイキンへの指導などを訴えたが、事態はほとんど変わっていないという。

PFAS によって地下水や河川が汚染されている地域は、東京、大阪、愛知、沖縄以外にも多くある。国や自治体の対応が遅れている現状では、住民自らの手で実態解明に乗り出す動きが、一段と広がりそうだ。

・PFAS、医師ら「血中濃度検査体制」の必要性を指摘　市民団体が意見交換

＜琉球新報　2023 年 2 月 24 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/a3c1bf17d750a38eb9e4acd93fbb1d81679c682a

人体に有害とされる有機フッ素化合物（PFAS）が米軍基地周辺から高い値で検出されていることに関して、市民団体「有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会」は 23 日、那覇市古島の教育福祉会館で医療関係者らと意見交換した。医師らからは、健診で PFAS 血中濃度を検査できる仕組みを求める声が上がった。

連絡会は 2022 年、6 市町村 7 地域で PFAS 血中濃度検査を独自に実施。共同代表で沖縄大名誉教授の桜井国俊さんが PFOS、PFOA、PFHxS のほか、PFAS3 種を新たに加えた分析結果を報告した。

桜井さんによると、米国の 3 学術団体が 22 年 7 月に連名で示したガイダンスでは、健康対策を要する目安値は血液 1 ミリリットル当たり PFAS7 種の合算で 20 ナノグラム以上としているという。

この目安値を基に改めて分析したところ、連絡会の検査を受けた 387 人のうち 54・0%に当たる 209 人が目安値を超過していた。

意見交換では、検査体制の構築のほか、調査地域の拡大、血中濃度と疾患との関連の調査・研究などの必要性も指摘された。

PFAS血中濃度の米国目安値（7種）超過の状況

	検査数	米国目安値 超過
北　谷	59人	45人(76.3%)
金　武	54	36(66.7)
宜野湾(喜友名)	50	32(64.0)
沖　縄	56	29(51.8)
宜野湾(長　田)	59	28(47.5)
嘉手納	51	24(47.1)
大宜味	58	15(25.9)
合　計	387	209人(54.0%)

※米国目安値は PFAS７種の合算 20ng／ml以上。超過人数（%）は６種の合算 20ng／ml 以上
※有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会まとめ

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・化学物質や爆発物など特殊災害に備えた消防訓練　工場内で有毒ガスが発生したことを想定　富士宮市

＜静岡朝日テレビ　2023 年２月 23 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/a043dbc9b847c22fc5bf0c80f8580451118e9e0f

富士宮市中央消防署東分署で行われた訓練は、化学物質や放射性物質、爆発物などによる事故やテロなどの特殊災害に備えたものです。

工場内で有毒ガスによる事案が発生。

清掃作業員一人が倒れ呼びかけに反応しない想定で初動や被害の拡散防止、救助作業などを 27 人の若手隊員が行いました。

隊員たちは毒性の液体から身を守る化学防護服を着用。

ガス検知器を使って本番さながらの訓練を行っていました。

●富士宮市中央消防署　篠田智也　警防係長:

「今後は民間企業や市民を交えて富士宮市全体として災害に強くなる市を目指して大きな訓練が出来ればと思います。」

・労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について（令和５年２月 15 日労災発 0215 第１号）

＜厚生労働省　2023 年２月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230216K0010.pdf

労災発 0215 第１号
令和５年２月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官
（労災、建設・自動車運送分野担当）

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

令和５年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第１　労災補償行政をめぐる状況への対応
第２　新型コロナウイルス感染症等への対応
第３　過労死等事案に係る的確な労災認定
第４　石綿関連疾患に係る的確な労災認定
第５　その他の職業性疾病事案に係る的確な労災認定等

第６ 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底
第７ 社会復帰促進等事業に係る適切な事務処理
第８ 外国人労働者への懇切丁寧な対応
第９ 毎月勤労統計等に係る追加給付対応
第 10 有期メリット制における第三者行為災害に係る保険給付の取扱いについて
第 11 労災補償業務の実施体制の確保と人材育成、デジタル化の推進

・規格不適合の墜落制止用器具（安全帯）の使用中止と回収について
～皆さまの安全を守るため規格に適合した墜落制止用器具を使用してください～
＜厚生労働省 2023 年２月 24 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7c4oKOmiLCBVBDBY

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（安全帯）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等を試験する買取試験を実施しています。

令和４年度の買取試験※１の結果、一部製品に墜落制止用器具の規格※２（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認されました。規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイトでその事実を公表しています。

※１ フルハーネス型 31 種、胴ベルト型８種を対象に実施
※２ 厚生労働省は、平成 31 年に、墜落制止用器具（安全帯）は一定の高さ以上ではフルハーネス型を使用することとする法令改正を実施。規格は令和４年１月１日で経過措置期間が終了し、翌１月２日から全面適用されています。

これらの規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法により、高所作業等の際に使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に対し、注意喚起の通達を発出し、高所作業等を行う場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用するよう呼びかけています。

■規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具

No	メーカー	製品の種類および型番
1	有限会社安琳	フルハーネス：YPNSLJPWS2
2	日本ハネウェル株式会社	ランヤード：FP81 ST1.8R

※上記の墜落制止用器具の詳細は、別添を参照ください。

【今回構造規格を満たしていないことが判明した製品についてのお問い合わせ】
購入した製品に関するお問い合わせは、メーカーまたは販売者までお願いします。

【他の個別の製品についてのお問い合わせ】
お持ちの墜落制止用器具が法令で定める要件を満たしているか等の商品に関するお問い合わせは、各メーカーまでお願いします。

【国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の詳細】
国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の詳細
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001062867.pdf

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島第一原発１号機の格納容器内部でデブリが広範囲に分布か（福島）
＜KFB 2023 年２月 23 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/d1b8574d351f7d405ffdcedd5782cae1b1ff3393
東京電力は、福島第一原発１号機の原子炉格納容器の内部に、燃料デブリとみられる物質が、広い範囲に分布しているとする調査結果を公表しました。
１号機の格納容器では溶け落ちた燃料の取り出しに向けて、水中ロボットによる調査が行われています。
東京電力は２２日、調査した８か所すべてで、燃料デブリ特有の成分が検出されたことから、「デブリとみられる物質が堆積物の広い範囲に分布している」とする結果を公表しました。
デブリとみられる物質は、堆積物の表面付近に存在する可能性が高いということです。
東京電力は、このうち４か所でサンプルを採取していて、約１年かけてデブリの取り出しや保管方法などの検討に向けた分析を行うということです。

[原子力施設全般]

・<u>原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（経済産業省・原子力規制委員会令第１号）</u>

［官報］ 令和５年２月24日　号外　第38号　4～8頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230224/20230224g00038/20230224g000380004f.html

〇経済産業省令・原子力規制委員会規則 第１号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力 発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和５年２月24日　　経済産業大臣　西村　康稔
原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める 。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
（保安規程） **第四条**　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第四項第五号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］ ２～７　［略］ ８　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に発電事業の用に供する電気工作物を設置する発電事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講すべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。 一・二　［略］ ９　［略］

（溶接自主検査）

第三十六条　　［略］

第四十一条　法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会及び経済産業大臣が支障がないと認めて溶接自主検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二・三　　［略］

別表第二（第十一条、第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	記載事項の申請又に届出係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力及び周波数 3　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。）特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書 大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書 大気汚染防止法第二条第十四項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書

	㈠～㈢　［略］	［略］	ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 発電所の概要を明示した地形図 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） 新技術の内容を十分に説明した書類 ［略］

別表第三（第十条、第十三条、第十四条関係）

公示の種類	事前届出を要するもの
一・二　［略］ 三　大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事 四～八　　［略］	［略］ 大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
（事故報告） **第三条**　　［略］ ２　前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した原子力発電工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第二の報告書を提出して行わなければならない。 （公害防止等に関する届出） **第四条**　原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、

同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届け出を要する場合	届出期限	届出事項
一　［略］	あらかじめ	当該変更に係る事項
二　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合		
二の二　大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合		
三～二十六　　［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

・原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備の一部を改正する告示（経済産業省・原子力規制委員会告示第１号）

［官報］　令和５年２月24日　号外　第38号　19頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230224/20230224g00038/20230224g000380019f.html

―省略―

・伊方原発３号機、定期検査を開始　ヨウ素濃度上昇も調査

＜共同通信　2023年２月23日＞　https://www.47news.jp/news/8980420.html

四国電力は23日、伊方原発３号機（愛媛県伊方町、出力89万キロワット）の定期検査を始めた。原子炉の設備点検のほか、昨年確認された原子炉冷却水の放射性ヨウ素濃度上昇について、全ての燃料集合体を取り出して原因調査も実施する。

四国電によると、昨年３月、通常１立方センチ当たり約0.1ベクレルの放射性ヨウ素濃度が約３倍に上昇。今月14日時点で約８倍となっている。四国電は、運転上の制限値を大幅に下回っており、外部に影響はないとしている。

５月25日に送電を再開、６月19日に検査を終える予定。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31450.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023 年２月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1fYQENGaFBhtPOhY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 26 日版）
＜厚生労働省　2023 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31449.html
---

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・コロナ治療薬に不承認勧告　EU 当局、モルヌピラビル
＜共同通信　2023 年２月 25 日＞　https://www.47news.jp/news/8986632.html
欧州連合（EU）の医薬品規制当局、欧州医薬品庁（EMA）は 25 日までに、抗ウイルス薬の飲み薬「モルヌピラビル」について、新型コロナウイルスの治療薬としての販売を認めないよう勧告した。十分な治療効果が得られなかったためとしている。
EMA の勧告に基づき、EU 欧州委員会が最終的に決定を行う。
モルヌピラビルは米医薬品大手メルクの製品。日本国内ではコロナ治療薬として承認され、使用することができるという。

・製薬会社、コロナ後模索　ワクチンや治療薬の需要鈍化で
＜時事ドットコム　2023 年２月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022500351&g=int
****

[3]「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（案）」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具関係）

＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31022.html
厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令」について諮問を行いました。
この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。
これまで防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格が定められ、譲渡等制限と型式検定の対象とされてきました。近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具についても譲渡等制限と型式検定の対象とします。これに伴い、関係法令の必要な改正を行います。
厚生労働省は、この答申を踏まえて、政省令の改正作業を進めます。
【政省令改正案のポイント】（別添５参照）

１	政令案の概要 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具について譲渡等制限と型式検定の対象とするために、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）に必要な改正を行うとともに、国が行う型式検定の料金を定めるため労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）について必要な改正を行う。
２	省令案の概要 譲渡等制限と型式検定の対象とする防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、政令で規定するハロゲンガス用または有機ガス用に加えて、アンモニア用や亜硫酸ガス用のものを規定するなど必要な改正を行う。
３	公布日等 公布日：令和５年３月下旬（予定） 施行日：令和５年 10 月１日（一部規定は公布の日）

別添１　諮問文（政令）　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057760.pdf
別添２　諮問文（省令）　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057761.pdf
別添３　答申文（政令）　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057762.pdf
別添４　答申文（省令）　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057763.pdf
別添５　**労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案等の概要**
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057764.pdf

****

[4] ***健康安全***

◇牛乳をたくさん飲む国ほど骨折が多発…「牛乳=骨太」というイメージを覆す"衝撃の研究結果"
＜PRESIDENT Online　2023 年 2 月 24 日＞　https://president.jp/articles/-/66673?page=1
・「牛乳を飲めば背が高くなる」は本当か
　　【神話】子どもが牛乳を飲むと背が高くなる
　　【科学的検証】ウソである。
・栄養が十分であれば、身長の高さは遺伝で決まる
・5 歳から 17 歳への身長の伸びは戦後もあまり変わらない
・1980 年以降、平均身長はピタリと止まった
・米農務省は「1 日 3 杯の牛乳」を推奨してきたが…
　　【神話】牛乳は骨を丈夫にし、骨粗しょう症を防ぐ
　　【科学的検証】ウソである。
・牛乳を多く摂取している地域のほうが骨折が多い
・1 日 3 杯以上牛乳を飲むと、死亡率が 2 倍になるという研究も
　　【神話】1 日 3 杯以上の牛乳を飲むと死亡率が高くなる
　　【科学的検証】ホントである。
・老化を促進する成分が作用している可能性がある
・骨折と死亡リスクの関係性を示す調査結果
・因果関係を示す結果ではないが、問題視されている

****

[5] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 2 月 16 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました
　（最新 4 週間（令和 4 年 12 月 24 日～令和 5 年 1 月 27 日）の海外情報）
＜内閣府食品安全委員会　2023 年 2 月 13 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=12&from_day=24&to=struct&to_year=2023&to_month=1&to_day=27&max=100

◇食品安全情報（化学物質）　No.04（2023)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2023 年 2 月 16 日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202304c.pdf

---

◇モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（農林水産省告示第 343 号）
　　［官報］　令和 5 年 2 月 24 日　号外　第 38 号　19 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20230224/20230224g00038/20230224g000380019f.html

---

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和５年２月 14 日生食発 0214 第１号）
＜厚生労働省　2023 年２月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230215I0040.pdf

生食発 0214 第１号
令和５年２月 14 日

都 道 府 県 知 事
各 保健所設置市長　　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和５年厚生労働省告示第 28 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第１　改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬アシノナピル、農薬トリフロキシストロビン、農薬フェナリモル、農薬フェンピラザミン、農薬フルキサメタミド、農薬フロニカミド及び農薬ペンチオピラド

第２　適用期日

１　規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
アシノナピル	すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
トリフロキシストロビン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）
フェナリモル	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、

	レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
フェンピラザミン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
フルキサメタミド	大豆、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、たまねぎ、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、えだまめ及びその他の野菜
フロニカミド	もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイス
ペンチオピラド	はくさい、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類

２　規制対象について

告示の日から起算して１年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第３　運用上の注意」１において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴ 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。

⑵ 今回残留基準値を設定する「アシノナピル」とは、農産物及びはちみつにあってはアシノナピル及び代謝物Ｃ【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和とし、魚介類にあってはアシノナピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶ 今回残留基準値を設定する「トリフロキシストロビン」とは、農産物及び魚介類にあっては、トリフロキシストロビンをいい、畜産物にあっては、トリフロキシストロビン及び代謝物Ｂ【(E,E)-メトキシイミノ-{2-[1-(3-トリフルオロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル}-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷ 今回残留基準値を設定する「フェナリモル」とは、フェナリモルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸ 今回残留基準値を設定する「フェンピラザミン」とは、農産物にあってはフェンピラザミンのみとし、畜産物にあってはフェンピラザミン及び代謝物Ｂ【5-アミノ-1,2-ジヒドロ-2-イソプロピル-4-(o-トリル)ピラゾール-3-オン】をフェンピラザミンに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、フェンピラザミンであること。

⑹ 今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」とは、フルキサメタミドのみとすること。なお、今回の

改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺―① 今回残留基準値を設定する「フロニカミド」とは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、代謝物Ｃ【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物Ｅ【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあってはフロニカミド、代謝物Ｄ【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Ｅをフロニカミドに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはフロニカミドのみをいい、畜産物にあってはフロニカミド及び代謝物Ｄ【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】をフロニカミドに換算したものの和であること。

⑺―② 「スペアミント」、「ペパーミント」及び「その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）」に設定されているフロニカミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のハーブ」として残留基準値を設定すること。

⑻ 今回残留基準値を設定する「ペンチオピラド」とは、農産物にあってはペンチオピラドのみをいい、畜産物にあってはペンチオピラド及び代謝物Ａ－３【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド】をペンチオピラドに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

２　その他

⑴ 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農薬アシノナピル、農薬フェンピラザミン、農薬フルキサメタミド、農薬フロニカミド及び農薬ペンチオピラドに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

⑵ 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗（こう）を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウィー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）が適用されること

別紙

食品中の農薬の残留基準値（改正後および改正前）一覧表　　―省略―

****

[7] ***<u>廃棄物関係</u>***

◇<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第２号）</u>

［官報］　令和５年２月 24 日　本紙　第 924 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230224/20230224h00924/20230224h009240005f.html

---

◇<u>低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（ゼロ・ジャパン株式会社）</u>

＜環境省　2023 年２月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01213.html

****

[8] ***<u>環境安全関係</u>***

◇<u>指定製品の製造業者等の判断の基準等に対する環境大臣意見の提出について</u>

＜環境省　2023 年２月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01191.html

１．　「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法」という）では、フロン類の使用の合理化を図るため、法に基づく要件に合致したフロン類使用製品（指定製品）について、ノンフロン・低ＧＷＰ化を求める規定（指定製品の製造業者等の判断の基準）が定められています。

２．　本基準に関し、経済産業大臣より意見を聴かれた指定製品の製造業者等の判断の基準に関する告示の一部改正案に対して、令和５年２月 17 日付けで環境大臣から意見を提出しました。

３．　環境省では、法の共管省庁である経済産業省や法に基づく指導監督を担う都道府県、関係事業者等と引き続き連携し、法の確実な施行に努めること等を通じ、フロン類の排出抑制に取り組んでいきます。

◇令和３年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01198.html

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

この度、都道府県等からの報告に基づき、令和３年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

■ 調査結果の概要

（１）騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和３年度末において、全国の市区町村数の 71.3%に当たる 1,242 市区町村（前年度 1,241 市区町村）でした。

令和３年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 308 市区町村（同 307 市区町村）であり、全測定地点 2,455 地点（同 2,537 地点）のうち、89.5%（同 89.5%）に当たる 2,198 地点（同 2,271 地点）で環境基準を達成していました。

（２）騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和３年度は 19,700 件（前年度 20,804 件）で、前年度に比べ 1,104 件（同 5.3%）減少しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く 7,460 件（全体の 37.9%）、工場・事業場が 5,473 件（同 27.8%）、営業が 1,456 件（同 7.4%）等でした。

（３）騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和３年度末時点で、全国の市区町村数の 76.5%に当たる 1,331 市区町村（前年度 1,330 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和３年度末時点で、全国で 207,156 件（同 209,106 件）でした。また、同法に基づき令和３年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、89,447 件（同 85,119 件）でした。

（４）騒音規制法に基づく措置の状況

令和３年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 723 件（前年度 593 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 95 件（同 99 件）、立入検査は 365 件（同 348 件）、騒音の測定は 174 件（同 154 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 79 件（同 70 件）でした。また、行政指導が 426 件（同 401 件）、同法に基づく改善勧告が１件（同２件）、改善命令が０件（同１件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 2,085 件（同 2,207 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 353 件（同 387 件）、立入検査は 1,350 件（同 1,563 件）、騒音の測定は 267 件（同 292 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 65 件（同 68 件）でした。また、行政指導が 1,472 件（同 1,814 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は０件（同０件）でした。

以上

【添付資料】

・　別添　騒音規制法等施行状況調査の詳細

https://www.env.go.jp/content/000111670.pdf

※　調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和３年度騒音規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

https://www.env.go.jp/air/noise/index.html

◇令和３年度振動規制法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01197.html

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

この度、都道府県等からの報告に基づき、令和３年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

■ 調査結果の概要

（１）振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和３年度は4,207件（前年度4,061件）で、前年度に比べ146（3.6%）件増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、2,902件（全体の69.0%）、工場・事業場が698件（同16.6%）、道路交通が304件（同7.2%）等でした。

（２）振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和３年度末時点で、全国の市区町村数の72.1%に当たる1,256市区町村（前年度1,255市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和３年度末時点で、全国で126,903件（同127,332件）でした。また、同法に基づき令和３年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、49,898件（同46,973件）でした。

（３）振動規制法に基づく措置の状況

令和３年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は114件（前年度108件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は14件（同23件）、立入検査は56件（同74件）、振動の測定は23件（同22件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは１件（同２件）でした。また、行政指導が70件（同82件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が０件（同０件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は718件（同749件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は134件（同127件）、立入検査は483件（同561件）、振動の測定は72件（同84件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは８件（同７件）でした。また、行政指導が498件（同612件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が０件（同０件）でした。

以上

【添付資料】

・ 別添　令和３年度振動規制法等施行状況調査の詳細
　https://www.env.go.jp/content/000111436.pdf

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和３年度振動規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。
　https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html

◇令和３年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2023年2月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01194.html

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

この度、都道府県等からの報告に基づき、令和３年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

■ 調査結果の概要

（１）悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和３年度は12,950件（前年度15,438件）で、前年度に比べ2,488件（16.1%）減少しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く3,619件（全体の27.9%）、サービス業・その他が1,909件（同14.7%）、個人住宅・アパート・寮が1,731件（同13.4%）等でした。

（２）悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和３年度末時点で、全国の市区町村数の75.4%に当たる1,313

市区町村（前年度 1,313 市区町村）でした。

（３）臭気判定士の免状の取得状況

平成８年に創設された臭気判定士の令和３年度末時点での臭気判定士免状取得者数は 3,270 名（前年度 3,163 名）でした。

（４）悪臭防止法に基づく措置の状況

令和３年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は 4,592 件（前年度 5,253 件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 981 件（同 1,701 件）、報告の徴収は 255 件（同 416 件）、悪臭の測定は 95 件（同 176 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 47 件（同 46 件）でした。また、行政指導が 867 件（同 1,393 件）、同法に基づく改善勧告が５件（同５件）、改善命令が０件（同０件）でした。

以上

【添付資料】

・ 別添 悪臭防止法等施行状況調査の詳細

https://www.env.go.jp/content/000111059.pdf

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和３年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html

◇令和５年度予算案における環境保全経費の概要について

＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01211.html

環境省では、今般、政府の経費のうち地球環境の保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する経費として、令和５年度環境保全経費を取りまとめました。

令和５年度予算案における環境保全経費の総額は、１兆 6,399 億円でした。

１．環境保全経費とは

環境省では、政府の経費のうち地球環境の保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する経費を、環境保全経費として毎年取りまとめを行っています。今般、令和５年度予算案における環境保全経費を、以下のとおり取りまとめました。

２．令和５年度予算案における環境保全経費の総額

令和５年度予算案の総額　：1 兆 6,399 億円（前年度当初予算比＋169 億円）

令和４年度当初予算の総額：1 兆 6,230 億円

３．令和５年度予算案における環境保全経費の施策体系別内訳及び主な施策

令和５年度予算案（令和４年度当初予算額）【対前年度増減額】

（１）地球環境の保全・・・・・・・・・・・・ 6,017 億円　(5,647 億円)【＋370 億円】

○　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【環境省】、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金【経済産業省】、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業【国土交通省】、航空分野における脱炭素化の推進【国土交通省】等

（２）生物多様性の保全及び持続可能な利用・・・ 1,606 億円　(1,591 億円)【＋15 億円】

○　みどりの食料システム戦略推進総合対策【農林水産省】、国営公園維持管理費等【国土交通省】、指定管理鳥獣捕獲等事業費【環境省】等

（３）循環型社会の形成・・・・・・・・・・・・・ 706 億円　(722 億円)　【▲16 億円】

○　循環型社会形成推進交付金【環境省】、大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業【環境省】、廃棄物処理施設整備事業費【国土交通省】等

（４）水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全・・・ 1,507 億円　(1,352 億円)【＋155 億円】

○　下水道防災事業に必要な経費【国土交通省】、農村整備推進対策に必要な経費【農林水産省】、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業【経済産業省】等

（５）大気環境の保全・・・・・・・・・・・・ 1,433 億円　(1,565 億円)【▲132 億円】

○　交通安全施設等整備費補助【警察庁】、産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業【国土交通省】、

微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費【環境省】等

（６）包括的な化学物質対策・・・・・・・・・・・・・ 52 億円　(51 億円)【＋0 億円】

○　化学物質総合研究費【厚生労働省】、化学物質規制対策事業【経済産業省】、食品安全確保調査等事業委託費【農林水産省】等

（７）放射性物質による環境汚染の防止・・・ 3,543 億円　(3,746 億円)【▲203 億円】

○　中間貯蔵関連事業【環境省】、放射性物質汚染廃棄物処理事業等【環境省】、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金【内閣府】等

（８）各種施策の基盤となる施策等・・・・・　1,536 億円　(1,557 億円)【▲20 億円】

※　各内訳は億円単位に四捨五入したため、総額・増減等とは合致しない場合があります。

※　複数の施策体系の区分に該当する経費については、主要区分により集計を行っています。

添付資料

（参考１）令和５年度環境保全経費構成比（施策体系別・府省別）

https://www.env.go.jp/content/000112657.pdf

（参考２）令和５年度予算案における環境保全経費総括表

https://www.env.go.jp/content/000112658.pdf

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）に関するご意見の募集について

＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2023 年 2 月 18 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223011&Mode=0

◇「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220401&Mode=0

◇「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について

＜環境省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01166.html

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220066&Mode=0

◇「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集について

＜環境省　2023 年 2 月 17 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220067&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇**環境配慮契約法基本方針**の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01196.html

本日、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更について閣議決定されましたのでお知らせします。

今回の変更では、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画 ）を踏まえた見直しを行いました。来年度以降も、必要に応じて 引き続き基本方針の変更を検討していく予定です。

また、令和４年 11 月 15 日から同年 12 月 14 日までに実施した本件に対する意見募集（パブリックコメント）

の結果についても併せてお知らせします。
１ 基本方針の主な変更点
○ 電気の供給を受ける契約
・電力を調達する際に、一定割合以上の再エネ電力を調達することを位置づけ
○ 建築に係る契約
・新築建築物の ZEB 化及び再エネの導入等を位置づけ
・建築物のライフサイクル全般で、省エネ対策の徹底・脱炭素化を図る観点から、専門家等の活用を位置づけ
なお、変更後の基本方針の全文については、添付資料１を御確認ください。
２ 意見募集の結果について　　―省略―
添付資料
添付資料 1_国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針
https://www.env.go.jp/content/000110813.pdf
添付資料 2_国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更案に対する意見募集結果及び対応方針
https://www.env.go.jp/content/000110814.pdf

◇グリーン購入法基本方針の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01216.html
---
◇「食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（案)」（農薬（アシノナピル等８品目）の残留基準の改正等）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2023 年 2 月 14 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220190&Mode=1

◇「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リスト」の一部改正に関する意見募集の結果について
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220306&Mode=1

◇火薬類運送規則の一部改正案に関する意見募集の結果について
＜国土交通省　2023 年 2 月 16 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155220819&Mode=1

◇「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について
＜警察庁　2023 年 2 月 16 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120220016&Mode=1
****
[10] *その他省庁発表*
◇植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 10 号）
［官報］ 令和 5 年 2 月 24 日　号外　第 38 号　1～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230224/20230224g00038/20230224g000380001f.html
****
[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会 第３８回放射性廃棄物WG　　3 月 2 日

＜経済産業省　2023 年 2 月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49846
1. 最終処分の実現に向けた取組強化について
・「福島、その先の環境へ。」シンポジウムの詳細について　　３月 12 日
＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01157.html
・「厚生科学審議会　疾病対策部会　指定難病検討委員会（第 50 回）【ペーパーレス】」を開催します（開催案内）
　　３月３日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5wOMFBcSPAQ14KF1Y
　　(1) 疾病ごとの個別検討　　(2) その他
・第 63 回新開発食品調査部会・第 54 回新開発食品評価第一調査会（合同会議）　　3 月 3 日
＜内閣府　2023 年 2 月 24 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/shinkaihatu/bukai/063/kaisai/index.html
　　特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の個別申請の審議にあたっての考え方について
・動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第 12 回）の開催について　　３月６日
＜環境省　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01024.html
（１）　犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について
（２）　その他
・研究計画・評価分科会（第 85 回）の開催について　　3 月 2 日
＜文部科学省　2023 年 2 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpOadaLrfi312bM
　　分科会長の選任及び分科会長代理の指名について（非公開）

[開催記録、報告、資料等]
・2022 年度開催の「化学物質管理セミナー2022」及び「化管法施行令改正及び PRTR 電子届出講習会」の講演資料
＜経済産業省　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_seminar.html
・質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（第 3 回）配布資料
　　2 月 24 日
＜文部科学省　2023 年 2 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpOadaLrfi312bJ
****

[12] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 621 号　2023 年 2 月 22 日　から＞

〇国際
・Webinar replay: Particle Size and Size Distribution of Nanomaterials: OECD Test Guideline 125
＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.oecd.org/chemicalsafety/nanomet/#d.en.649891
2 月 7 日に開催された、ナノ材料の粒子サイズおよびサイズ分布を測定するための試験ガイドライン No.125 についてのウェビナーの動画が公開された。
・Workshop replay: How to prepare for emerging technologies?
＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/webinars-on-emerging-science.htm
2022 年 6 月～11 月に開催された、化学物質の安全性に関する専門家による標記のワークショップの動画が公開された。

〇欧州
・ADR Multilateral agreements: San Marino signed M351 proposed by United Kingdom on Exemption from appointing a safety adviser for consignors
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2023 年 2 月 13 日＞　https://unece.org/adr-multilateral-agreements
サンマリノ共和国が標記協定に署名したと掲載された。
〇M351：Exemption from appointing a safety adviser for consignors

・ADR Tunnel restrictions: Poland
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2023 年 2 月 13 日＞
https://unece.org/transport/documents/2022/12/adr-competent-authority-and-notifications-poland 標記の情報が掲載された。
Poland　→ https://unece.org/sites/default/files/2023-02/Poland_2023-02.pdf
・Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Directive 98/24/EC and Directive 2004/37/EC of the European Parliament and of the Council as regards the limit values for lead and its inorganic compounds and diisocyanates
＜欧州理事会(Council of the European Union)　2023 年 2 月 15 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CONSIL:ST_6417_2023_INIT
鉛とその無機化合物、およびジイソシアナートの暴露限界値に関する改正案が公開された。
・Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Directive 98/24/EC and Directive 2004/37/EC of the European Parliament and of the Council as regards the limit values for lead and its inorganic compounds and diisocyanates
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 13 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0071&qid=1676604696775
鉛とその無機化合物、およびジイソシアナートの暴露限界値に関する改正案が公開された。
〇ニュースリリース　→ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_770
〇意見募集（期限は 2023/04/18 まで。ただし本採択案が EU の全言語で利用可能になるまで、8 週間の期間は毎日延長される。）→
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12745-Health-safety-at-work-protecting-workers-from-exposure-to-chemicals-lead-and-di-isocyanates-_en
・SCCS－Request for a scientific advice on the hair dye　‘HC Blue 18 (B122)’　(CAS No. 1166834-57-6/852356-91-3, EC No. -/-)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 13 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-advice-hair-dye-hc-blue-18-b122-cas-no-1166834-57-6852356-91-3-ec-no-2023-02-13_en
欧州委員会は SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）に対して、科学的意見を要請した。対象は、染毛剤‘HC Blue 18 (B122)’。期限は 3 ヶ月後。
・SCCS - Request for a scientific opinion onHexyl Salicylate (hexyl 2-hydroxybenzoate; CAS/EC No. 6259-76-3/228-408-6) used in cosmetic products
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 13 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-hexyl-salicylate-hexyl-2-hydroxybenzoate-casec-no-6259-76-3228-408-6-2023-02-13_en
欧州委員会は SCCS に対して、科学的意見を要請した。対象は、化粧品中の Hexyl Salicylate。期限は 9 ヶ月後。
・Are waste-water treatment plants failing to protect the ecological health of European streams?
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 15 日＞
https://environment.ec.europa.eu/news/are-waste-water-treatment-plants-failing-protect-ecological-health-european-streams-2023-02-15_en
廃水処理施設について標記のニュースが掲載された。
・New rules banning hunting birds with lead shot in wetlands take full effect
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 16 日＞
https://environment.ec.europa.eu/news/new-rules-banning-hunting-birds-lead-shot-wetlands-take-full-effect-2023-02-16_en
湿地での鉛弾を使用した狩猟の禁止について、ニュースが掲載された。
・ECHA Weekly - 15 February 2023

＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 15 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-274＜REACH>
〇EU-wide enforcement of safety data sheets launched EU
全域での SDS の要件遵守評価について
〇Assessment of regulatory needs report published
１物質群の規制ニーズ評価レポートについて
〇New substance evaluation conclusions published
２物質の評価結果について
〇Scientific committees meet in March - agendas available
2 つの科学的委員会のアジェンダについて
●RAC (2023/03/13～16)
●SEAC (2023/03/07～10、2023/03/14～15) ＜CLP＞
〇New intentions and proposals to harmonise classification and labelling
新たな５物質の提案意図、４物質の提案書提出、および１物質の提案撤回について
＜Biocides＞
〇New guidance helps analyse alternatives to biocidal active substances
殺生物剤の代替品に関する標記のガイダンスについて＜EUON＞
〇NanoData has new content
標記データベースの更新について＜European Commission＞
〇REACH Committee meeting in March - agenda available
標記会合のアジェンダについて (開催日：2023/03/01)
・Applications for authorisation - current consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 15 日＞
https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation
3 物質 (Chromium trioxide、Sodium dichromate, 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated) に対する 14 件の REACH 認可申請が公開され、意見募集が開始された。期限は 2023/04/12 まで。
・Current calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 15 日＞　https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence
REACH 規則に関連して、エビデンス募集が開始された。対象は、育児用品に含まれる CMR 1A または 1B 物質。期限は 2023/03/31 まで。
・Substances of very high concern identification
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification
新たに２物質を REACH 高懸念物質 (SVHC) 候補リストに含めることが提案された。対象は bis(4-chlorophenyl) sulphone と Diphenyl(2,4,6-trimethylbenzoyl)phosphine oxide。意見募集は 2023/04/03 まで。
・欧州委員会共同研究センター、1.5℃シナリオでは化石燃料の貿易は激減しエネルギー地産が進むと予測 (EU／2023.01.26 発表)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 13 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48907&oversea=1

〇米国

・EPA Accepting Public Comments on Candidates to be ad hoc Reviewers for Draft Documents Related to Cumulative Risk Assessment under TSCA
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 13 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-accepting-public-comments-candidates-be-ad-hoc-reviewers-draft-documents

TSCA の累積リスク評価の文書案に対するアドホックレビューワー候補者に関する意見募集について、ニュースが掲載された。意見募集は 2023/02/28 まで。

・Register for the Third and Final TSCA Engineering Initiative Webinar

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 13 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/register-third-and-final-tsca-engineering-initiative-webinar

標記のウェビナーに関する記事が掲載された。開催日は 2023/02/28。内容は、TSCA セクション 5 による届出でよく見落とされる情報等について。

・Biden-Harris Administration Announces $2 Billion in Bipartisan Infrastructure Law Funding to States and Territories to Address Emerging Contaminants like PFAS in Drinking Water

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 13 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-2-billion-bipartisan-infrastructure-law-funding

飲料水中の PFAS 等の新規汚染物質に対する財政支援に関して、標記のニュースが掲載された。

・Notification of Public Meetings of the Clean Air Scientific Advisory Committee Ozone Panel

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 13 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/13/2023-02983/notification-of-public-meetings-of-the-clean-air-scientific-advisory-committee-ozone-panel

クリーンエア科学諮問委員会（CASAC）オゾンパネルの公開会合の開催について官報公示された。

ブリーフィングは 2023/03/02（バーチャル)、開催日は 2023/03/29～30（対面とバーチャル)。

・Local Government Advisory Committee (LGAC) Meeting

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 13 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/13/2023-03034/local-government-advisory-committee-lgac-meeting

標記のバーチャル公開会合の開催通知が官報公示された。開催日は 2023/03/10。

・Inventory of U.S. Greenhouse Gas Emissions and Sinks: 1990-2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 15 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/15/2023-01575/inventory-of-us-greenhouse-gas-emissions-and-sinks-1990-2021

1990～2021 年の温室効果ガス排出量と吸収源に関するインベントリ（草案）が官報公示された。意見募集は 2023/03/17 まで。

・Now Available: Latest Update to the TSCA Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 16 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/now-available-latest-update-tsca-inventory-4

最新の TSCA インベントリが公開された。

・Biden-Harris Administration Reaffirms Scientific, Economic, and Legal Underpinnings of Limits on Toxic Air Pollution from Power Plants

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 17 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-reaffirms-scientific-economic-and-legal-underpinnings

水銀および大気毒性基準（Mercury and Air Toxics Standards ：MATS）に関する標記のニュースが掲載された。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Ambient Air Quality Surveillance 40 CFR 58 (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 17 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/17/2023-03351/proposed-information-collection-request-comment-request-ambient-air-quality-surveillance-40-cfr-58

標記のとおり、周囲大気質監視(更新)に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/04/18 まで。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for January 2023
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/17/2023-03362/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-january-2023
TSCA に基づき 2022/01/01～2023/01/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。意見募集は 2023/03/20 まで。
・Drinking Water Contaminant Candidate List 6-Nominations
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/17/2023-03426/drinking-water-contaminant-candidate-list-6-nominations
第 6 次飲料水汚染物質候補リスト（CCL6）への物質の推薦について官報公示された。応募期間は 2023/04/18 まで。
・Availability of the Protocol for the Ethylbenzene IRIS Assessment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/17/2023-03452/availability-of-the-protocol-for-the-ethylbenzene-iris-assessment
標記のプロトコルに対する意見募集について官報公示された。期日は 2023/03/20 まで。
○ニュースリリース　→ https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=342364
・Collection of Information; Proposed Extension of Approval; Comment Request-Publicly Available Consumer Product Safety Information Database
＜米国消費者製品安全委員会（US CPSC）　2023 年 2 月 14 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/14/2023-03080/collection-of-information-proposed-extension-of-approval-comment-request-publicly-available-consumer
標記のデータベースに関する情報収集の承認の延長要求について、意見募集が官報公示された。期限は 2023/03/16 まで。
・アメリカ環境保護庁、鉛製水道管対策のイニシアティブを起ち上げ（アメリカ／2023.01.27 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 14 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48908&oversea=1

○カナダ

・Prohibition of the Manufacture and Importation of Wheel Weights Containing Lead Regulations: SOR/2023-15
＜カナダ　2023 年 2 月 15 日＞
https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2023/2023-02-15/html/sor-dors15-eng.html
鉛を含むホイールウエイト(注釈：車軸バランス用おもり)の製造および輸入を禁止する規則が官報公示された。
・Resins and Rosins Group：The proposed order adding CTO to Schedule 1 of the Canadian Environmental Protection Act, 1999 was published for a 60-day public comment period ending on April 17, 2023.
＜カナダ　2023 年 2 月 18 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/resins-rosins-group.html
Crude tall oil（CTO)をカナダ環境保護法の Schedule 1（有害物質リスト）に追加する命令提案が官報公示された。意見募集は 2023/04/17 まで。
・Caprolactam：The Final Screening Assessment for 2H-Azepin-2-one, hexahydro-（caprolactam）was published.
＜カナダ　2023 年 2 月 18 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/caprolactam.html 標記の物質に関する最終スクリーニング評価が掲載された。

○ウクライナ

・G/TBT/N/UKR/223/Add.1
Draft Order of the Ministry of Health of Ukraine "On approval of the Requirements for ceramic articles intended to come into contact with foodstuffs"
＜ウクライナ 2023年2月14日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F223%2FAdd.1
標記の食品に接触するセラミックス製品の要件承認に関するWTO/TBT通報が掲載された。発効は2023/02/02、完全適用は2025/11/19。

○オーストラリア
・More guidance on waivers for certificate applications
＜オーストラリア　2023年2月16日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/more-guidance-waivers-certificate-applications
審査証明書申請時の情報提供の免除に関するガイダンスについてのニュースが掲載された。
・Two more chemicals are ineligible for reported (introductions of 10 kg or less) category
＜オーストラリア　2023年2月17日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/two-more-chemicals-are-ineligible-reported-introductions-10-kg-or-less-category
AICIS Inventoryから削除された2物質が公表された。対象物質はBenzene, hexachloro-(HCB)とBenzene-1,2,3,4,5-pentachloro- (PeCB)。
****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*
・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023年2月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1PcREdCbFRlsPUlY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023年2月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e58QiIuOoJipfDrpY

・鳥インフルで少女死亡　「全ての国、警戒高めよ」―WHO
＜時事ドットコム　2023年2月25日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022500181&g=int
　世界保健機関（WHO）は２４日、カンボジアで１１歳の少女がＨ５Ｎ１型の鳥インフルエンザに感染し、死亡したと明らかにした。少女の父親も感染が確認されており、同国当局はWHOと緊密に連携して感染状況の調査を進めている。
　鳥インフルが人から人に感染するのはまれだが、家族内などの濃厚接触で起きる可能性はあると考えられている。WHO当局者は、カンボジアのケースが「人から人への感染かを判断するのは時期尚早だ」と述べた。

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、東京都日野市）
＜環境省　2023年2月23日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00096.html
・多摩動物公園、鳥インフル疑い　2例目か、東京・日野
＜共同通信　2023年2月24日＞　https://www.47news.jp/news/8981199.html
・埼玉県日高市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内71例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023年2月24日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230224_4.html
・群馬県前橋市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内62・67例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023年2月24日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230224_3.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・同志社大学 理工学部 北岸教授研究チーム 火災ガス中毒の原因である一酸化炭素(CO)とシアン化水素(HCN)の同時解毒が可能な救急救命用治療薬を開発　　*―速報済み＜ACSES 事務局＞―*

＜同志社大学　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.doshisha.ac.jp/news/2023/0221/news-detail-9428.html

【概要】

京都アニメーション放火事件や大阪・北新地ビル放火事件などで大きく報道されたように、火災では高温による熱傷だけでなく一酸化炭素(CO)等のガス中毒により甚大な被害が発生します。現在、火災におけるガス中毒を現場で迅速に治療する方法はありません。また、建物火災では CO に加えてシアン化水素（HCN）を含む有毒ガスが原因で命を落とすこともあります。CO と HCN を同時に速やかに解毒可能な治療薬は存在せず、一度体内に吸収されるとすぐに除去することは困難です。このため、火災等で有毒ガスにさらされた人々の命を救うことは、救命救急の現場において大きな課題となっています。

同志社大学 理工学部 機能分子・生命化学科の北岸宏亮教授は、同志社女子大学、東海大学、国立研究開発法人建築研究所およびパリ大学と共同し、CO および HCN 中毒の特効薬となる可能性のある合成化合物「hemoCD-Twins（ヘモシーディーツインズ)」を開発しました。

火災ガス中毒状態にしたマウスにこの化合物を投与すると、生存率が約 85％を超えるとともに、中毒症状から急速に回復することを実験で明らかにしています。この研究成果は、火災現場の救命率を上げるとともに、火災ガス中毒による様々な後遺症を低減させうる治療薬開発に繋がるものであり、火災ガス中毒からの救命・後遺症の治療に資する画期的な成果です。

本研究成果は、米国科学アカデミー紀要（PNAS）に掲載される予定（オンラインでは日本時間 2023 年 2 月 21 日に公開予定）です。

同志社大学理工学部の北岸教授率いる研究チームは、CO および HCN 中毒の特効薬となる合成化合物「hemoCD-Twins」を開発しました。hemoCD-Twins は、生理食塩水中で 2 つのヘムモデル化合物（ヘム鉄と環状オリゴ糖であるシクロデキストリンの混合物）から構成されています（図参照)。そのうち hemoCD-P は CO を非常に強く捕捉し、hemoCD-I は HCN を効果的に捕捉し、速やかに体外へ排出されます。

この化合物を開発した動機について北岸教授は次のようにコメントしています。「私たちは 20 年以上にわたって合成ヘムモデル化合物である hemoCD の研究を行ってきました。ヘム鉄と類似の構造をもつポルフィリン鉄錯体と、環状オリゴ糖として生体にやさしいシクロデキストリンという化合物から生成された hemoCD シリーズは、当初は輸血体制を支えることを目的に、血液の代替材料となる人工ヘモグロビンとして研究開発を進めていました。この研究に取り組む過程で、hemoCD を動物に投与するとすぐに尿として排泄され、そこに微量の CO が含まれていることに気づきました。このことがきっかけとなり、私は二種類の hemoCD を用いることで、CO と HCN の同時中毒に対する解毒薬として使えるのではないかと思いついたのです」。

その後、北岸教授は hemoCD シリーズを発展させて hemoCD-Twins を創製し、これが CO と HCN の同時中毒に対して非常に有効で迅速な解毒薬となることを実証しました。CO と HCN の同時中毒状態となったマウスにこの化合物を投与すると、生存率が 85％を超えるとともに（非投与群は 0%、すなわち全て死亡)、昏睡症状から急速に回復して運動を再開する様子が実験で明らかになりました。さらにアクリル素材を燃焼させて発生させた火災ガスを吸入させることにより、致死に近い状態にしたマウスにこの化合物を投与すると、生存率が 80%を超えました（非投与群では約 40％の生存率)。また、この化合物は投与後、数分で尿中に排泄され、体内に全く残存しないことが明らかになりました。hemoCD-Twins は即効性のある解毒作用と高い安全性を示すとともに、緊急時への常備薬として重要な要素である長期室温保存可能な安定性を有することも報告しています。

hemoCD-Twins の開発は、将来、私たちの生活にどのような影響を与えるのでしょうか。

「この化合物を基にした薬剤が開発されれば、火災によるガス中毒から多くの命を救えるとともに、ガス中毒によるさまざまな後遺症の治療にも効果があると考えています。さらなる研究を重ね、非臨床試験や臨床試験を経て、5～10 年以内に、救急車や救急病院などに hemoCD-Twins が配備されることを期待しています。そうすれば、人々を突然襲う災害である火災ガス中毒から多くの人々を救うことができます。この化合物を治療薬として世の中に送り出すためには、今後、多くの方からの協力が必要となります。これから医師や企業などの協力を得て、さらなる開発を進めていきます」と語る北岸教授。

現在、北岸教授は同志社大学において火災ガス中毒治療薬開発研究センターを設立し、現場で活躍する救急救命の臨床医師と協力しながら、本薬剤の臨床試験に向けた研究を開始しています。hemoCD-Twins が世界中の火災の救急現場で一日でも早く活躍することが期待されます。

図. 建物火災では資材の燃焼により、一酸化炭素(CO)およびシアン化水素(HCN)が有毒ガス成分として発生する。今回、hemoCD-Twins（ポルフィリン鉄錯体と二種類のシクロデキストリン二量体の混合物）の投与により、CO と HCN の同時解毒が可能であることをマウス/ラットを用いた実験で証明した。

論文について

・タイトル：A synthetic porphyrin as an effective dual antidote against carbon monoxide and cyanide poisoning

・掲載学術誌：Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America (PNAS)

DOI

https://www.pnas.org/doi/10.1073/pnas.2209924120

本研究の資金について

本研究は、文部科学省・日本学術振興会 科学研究費助成事業（課題番号：JP20H02871、JP21K20543)、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED)の橋渡し研究プログラム(京都大学拠点支援、課題番号 JP22ym0126814)、公益財団法人 上原記念生命科学財団、公益財団法人 高橋産業経済研究財団の助成により実施されました。

◇*その他*

・りゅうぐうに有機物２万種　はやぶさ２採取試料

＜共同通信　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.47news.jp/news/8981516.html

九州大などのチームは、探査機はやぶさ２が採取した小惑星りゅうぐうの砂試料に約２万種類の有機化合物が含まれていたとの研究結果を 23 日付の科学誌サイエンスに発表した。このうち少なくとも 20 種類はアミノ酸で生命に不可欠なタンパク質の材料となるものもあった。有機物は宇宙から飛来した隕石が地球にもたらしたとの学説を支持する成果だとしている。

試料中のアミノ酸は地球のものとは特徴が異なっていた。奈良岡浩・九州大教授（有機宇宙地球化学）は、地上のアミノ酸がどこからもたらされたかの謎は解明には至っておらず、他の小惑星の試料も分析することが重要だとしている。

・教育学部の教員２割以上を実務経験者に　26 年新設から、文科省が案

＜朝日新聞　2023 年 2 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2S6QJXR2SUTIL025.html

文部科学省は 24 日、2026 年度以降に新設する、教員養成系の大学の学部や学科について、必要な教員数のうち２割以上を実務経験者とする方針を固めた。この日、文科相の諮問機関である中央教育審議会の大学分科会に案を示した。

案では「実務家教員」は、小学校や中学校、高校などで教員を経験した者を中心とする、としている。昨年 12 月の中教審の答申も、「実務家教員の登用を進めることが重要」と指摘していた。１人１台端末の活用や、特別な配慮・支援を必要とする子どもへの対応など、現場の環境は日々変化しており、教員経験者が指導することで、理論だけでなく、より実践的な教育を目指す。

文科省によると、22 年時点で、国立の教員養成大学や学部での実務家教員の割合は約 16%。

・これが日本衰退の根本原因、なぜ博士号取得は経済的に割りにあわない

＜現代ビジネス　2023 年 2 月 26 日＞　https://gendai.media/articles/-/106507

****

[付録]

◇“ブラジルの水俣病”と呼ばれる健康被害 ～南米アマゾン　先住民の子どもたちに異変

上記［1］関係

＜TBS NEWS DIG　2023 年 2 月 26 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/347408

アマゾン先住民の子どもたちの身体に異変が起きている。脳の異常、神経障害などの要因とみられているのは「水銀」。彼らの毛髪から高濃度の水銀が検出されていた。専門家からは日本の水俣病との類似性も指摘される。現地で何が起きているのか?

■「一人で食べることもできない」…8 歳の少年に何が?

南米アマゾンに流れるタパジョス川。川幅が広く、対岸が遥か遠くに見える。先住民ムンドゥルク族の村を目指して小型ボートで遡っていた。鏡面のように穏やかなところもあれば、急な流れがあるところもある。

今回訪ねる村は、ブラジル北西部の都市、イタイトゥバ郊外の小さな港から小型ボートで 5 時間以上、上流に移動した場所に位置する。

ムンドゥルク族の一部が住む、ポショノイブ村に到着した。小雨のなか川岸から、しばらく歩くと、いくつかの屋根が見えてきた。24 家族、95 人の小さな集落だ。少し坂をあがったところに、その少年の自宅があった。

8 歳のアレックス・カロくんが母に抱かれて現れた。父のアオド・カロさんが息子の状態を説明してくれた。

「物をつかむことができず、一人で食べることもできません。いろいろなことができません。座ることもできません。少しだけ話すことはできます。これが彼の状態です。いまも座ることができません。4 ヶ月前に 8 歳になりましたが。脚が硬直し、歩くことも、ひとりで起き上がることもできません」

出生時に異常はなかったものの、年齢とともに障がいが明らかになってきたという。手足は明らかに細い。力が入らず、思うように動かない様子だった。

両親は、5 年ほど前から、アレックスくんを都市の病院に何度か連れていき、診察を受けたという。

「一度も確定した診断結果はもらっていません。MRI 検査もしましたが、私たちがわかるような結果は受け取っていません。アレックスの問題がどこにあるのか、という疑問を持っています。今まで何も答えが出ていません」

アレックスくんは、ハンモックに寝かされると、自ら起き上がれない。年を重ねるとともに徐々に体重が増えてきて、母ひとりの力では抱き上げられなくなってきた。姉との会話では、片言しか発していない。両親は息子の将来をひどく心配していた。

アレックスくん家族が住む集落の、ヴァルデマール・ポショ村長が説明した。

「障がいをともなって生まれてくる子どもがいます。私の孫にも障がいがありました。だから、とても心配しています。3 人の母親から障害のある子どもが生まれました。こういう子どもが突然生まれ、しかし治療法はありません」

アレックスくんの症状の要因は何か?

実は、この集落だけでなく、こうした症状を示す子どもが、アマゾンの先住民地域で数多く確認されているという。

■先住民の子どもたちに異変が続出…懸念を深める医師

サンタレン州立病院のエリック・ジェニングス医師に面会できた。20 年にわたり、先住民の訪問診療を続けている。先住民の多くの集落は、インフラが整っていない、かなり遠隔の地にあるため、自らセスナ機を操縦して通っているという。

「この地域では、実際、このような症状がある多くの子どもを見てきました」

先住民地域で活動する看護師からの報告がきっかけだったという。そのうえで、懸念を語った。

「私が最も懸念しているのが、脳の異常とともに生まれてくる子どもです。人に依存しないと生きていけない子どもです」

例えば、この子です、と、医師は、パソコンでスライドを見せた。

「この子は、病院に来ました。12 歳か 13 歳です。脳の、この部分に異常があり、ここ（上部）は普通です。この状態は水銀中毒の可能性が高いのです。完全に車いすの生活で、話すことも歩くこともできません」

医師は「水銀中毒」の可能性を指摘した。

「水銀は、母親の胎盤を通して、胎児の脳に異常を引き起こすからです。先住民居住地には、歩けない子ども、脳性麻痺の子どもがいます。おそらく、水銀中毒によるものとみられます」

ほかにも、子どもたちの写真や動画を示しながら、私にこう尋ねた。

「水銀中毒の症状に、とても合致しています。水俣とアマゾンの子どもたちが、かなり似ていることに気づきましたか?」

■子どもたちから検出される高濃度の水銀
冒頭で紹介した、障がいのある８歳のアレックスくんは、２年前、毛髪に含まれる水銀の検査を受けていた。ブラジルの国立研究機関フィオクルズによる調査だ。
「1 グラムあたり、6.2 マイクログラム」
EPA=米国環境保護庁の基準で、「高い」とされる結果だった。
アレックスくんの父は、家族全員の検査結果が基準よりも高かったことを明かした。
「この検査は、私たちに深刻な結果をもたらしました。皆、自分の体内の高い水銀濃度に、とても驚きました。家族全員の検査結果が高かったのです」
ムンドゥルク族の多くの子どもたちから、高濃度の水銀が検出されている。別の集落、サウレ・ムブイ村に住む9 歳の少女、ヒオクレア・サウさんからは、「かなり高い」とされる数値、22.1 マイクログラムの水銀が検出されていた。
「私はとても心配しています。将来、娘が歩くことができなくなるとか、失明するとか」
ヒオクレアさんの母は、医師から「妊娠中に水銀が胎児の体内に入った」と説明を受けたという。少女の祖父でもある、ジュアレース・サウ首長は、自分の集落であった、こんな事実も明かした。
「この集落で２回の自然流産がありました。頭や体に奇形がある子どもで、母親は、その姿を見て驚いていました」
この集落では流産だけでなく、子どもの死亡例もあった。
「娘は病気がちでよくなることはないまま、亡くなってしまいました」
シアニ・パニョンさん（22 歳）は、２年前、１歳の娘を亡くした。成長が遅く、病気がちだったという。娘の死後、遺体の検査結果が告げられた。
「検査によって水銀の存在を知りました。すでに、娘の身体は強い水銀で汚染されていたんです」
その時、彼女は初めて、水銀の存在を知ったという。
子どもの死亡例について、先住民地域の診療を続けるジェニングス医師も着目していた。
「私が把握している数字としては、この地域全体で 100 人以上が、神経系の異常で亡くなっています。そのほとんどが子どもでした」
ジェニングス医師によれば、先住民地域の子どもたちに、大きく分けて３つの症例があるという。▽歩くことができない。体を自由に動かすことができない。▽抹消神経が損傷したことにより感覚の異常がある。▽視覚障害や集中力不足、平行感覚の異常などがある。
地域が抱える医療環境から、子どもたちの精密な検査が困難なため、明確な要因は未解明であるものの、多くの子どもの健康被害は、水銀の影響の可能性が高いとみられている。医師は「体系的な研究が必要」と訴える。国立研究機関フィオクルズは、先住民の一部地域で今年にも、妊婦と２歳未満の子どもを対象とした調査を検討しているという。こうした症例は、関係者の間で、日本の水俣病との類似から“ブラジルの水俣病”と呼ばれ始めている。
では、なぜ「水銀」が先住民の人々の身体に取り込まれているのか?＜後編＞で、アマゾンの森や川で拡大を続ける金の違法採掘の実態を報告する。　（後編に続く）
********** 以上 **********